

議案第34号

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市教育委員会の権限に属する事務の一部の 補助執行に関する規則の一部を改正する規則

富田林市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則（平成26年富田林市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

幼児の入退園に関する事。	副市長 こども未来部の職員
幼児の実費徴収に係る補足給付に関する事。	
幼児の保健に関する事。	
幼児の日本スポーツ振興センターに関する事。	
市立幼稚園の情報開示に関する事。	

第3条第1項の表中

「

事務決裁規則により部長が専決する事案	子育て福祉部長
事務決裁規則により室長及び課長が専決する事案	こども未来室長

」

を

「

事務決裁規則により部長が専決する事案	こども未来部長
事務決裁規則により室長及び課長が専決する事案	こども育成課長

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

富田林市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則（平成26年富田林市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（補助執行） 第2条（略） 【別記1 参照】 （専決） 第3条（略） 【別記2 参照】 2（略）	（補助執行） 第2条（略） 【別記1 参照】 （専決） 第3条（略） 【別記2 参照】 2（略）

【別記1】

現行

<u>幼児の入退園に関すること。</u>	副市長 <u>子育て福祉部の職員</u>
<u>幼児の就園補助</u> <u>に関すること。</u>	
<u>幼児の保健に関すること。</u>	
<u>幼児の日本スポーツ振興センターに関すること。</u>	
<u>市立幼稚園の情報開示に関すること。</u>	

改正後（案）

<u>幼児の入退園に関すること。</u>	副市長 <u>こども未来部の職員</u>
<u>幼児の実費徴収に係る補足給付に関すること。</u>	

幼児の保健に関すること。	
幼児の日本スポーツ振興センターに関すること。	
市立幼稚園の情報開示に関すること。	

【別記2】

現行

事務決裁規則により部長が専決する事案	子育て福祉部長
事務決裁規則により室長及び課長が専決する事案	子ども未来室長

改正後（案）

事務決裁規則により部長が専決する事案	こども未来部長
事務決裁規則により室長及び課長が専決する事案	こども育成課長